ひまわり

パワーアライアンス税理士法人
Power Alliance Tax Accountant Office
News
編集発行人
パワーアライアンス税理士法人
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03(5365)4744㈹
FAX 03(5365)4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

7月 (文月) JULY

18日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント 同意雇用開発促進地域

雇用者の数が増加した場合に税額控除が受けられる雇用促進税制（地方拠点強化税制によらないもの）の適用対象となる地域。厚生労働省のホームページで地域一覧が公表されています。以前は地域の限定はありませんでしたが、平成28年度税制改正で地域が限定されました。

7月の税務と労務

国　税	6月分源泉所得税の納付	7月11日
国　税	納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付	7月11日
国　税	所得税予定納税額の減額承認申請	7月15日
国　税	所得税予定納税額第1期分の納付	8月1日
国　税	5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告	8月1日
国　税	8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）	8月1日
地方税	固定資産税（都市計画税）第2期分の納付	市町村の条例で定める日
労　務	社会保険の報酬月額算定基礎届	7月11日
労　務	労働保険料（概算・確定）申告書の提出・（全期・1期分）の納付	7月11日
労　務	障害者・高齢者雇用状況報告	7月15日
労　務	労働者死傷病報告（4月～6月分）	8月1日

産業競争力強化法 ～規制に対する措置～

目的

平成25年６月に閣議決定されたアベノミクスの第三の矢である「日本再興戦略」に盛り込まれた施策を実行し、日本経済の再生と産業競争力の強化を目的として、平成26年１月に産業競争力強化法が施行されました。

この法律の基本的な方針は、現在の日本経済の歪みである「過剰規制」「過小投資」「過当競争」を是正していくことです。実際これらの要素が、多くの企業の経営課題の原因になっていると考えられています。

規制改革の推進

新しい事業を始めるにあたって、現行の規制の適用範囲や運用基準が不明確で理解し難く、なかなかその事業に取り組めないことや、その企業独自の技術力で安全性を向上させても全国一律の規制があることで新事業を始めることができない、といったことが往々にしてあります。そこで産業競争力強化法では、それぞれの企業が個々の事業内容に即して規制改革を進める制度として、「グレーゾーン解消制度」と「企業実証特例制度」が規定されています。この制度では、企業ごとに照会や申請をすることができ、原則１か月以内に回答を得られるといった特長があります。

グレーゾーン解消制度

この制度は、新しい事業を始める場合に規制の適用の有無をあらかじめ確認することができる制度です。この制度の大きな特長は、事業者が直接規制所管省庁に問い合わせるのではなく、事業所管省庁が規制所管省庁に対して規制の適用の有無を問い合わせることです。規制の適用の有無を確認しようとする事業者は、事業計画と確認したい事項を整理して、事業所管省庁に相談します。そして確認の結果は、事業所管省庁を経由して事業者に通知されます。

この手続きを通じて規制の適用を受けないと判断された場合は、許認可などを取得することなく新事業活動を実施することができます。また規制の適用を受けると判断された場合でも、規制の特例措置を求めるために、次の「企業実証特例制度」を活用することもできます。

企業実証特例制度

企業が新事業活動を実施しようとするときに、規制によって実施が困難になる場合もあります。「企業実証特例制度」は、事業者が既存の規制が求める安全性などを確保することによって、企業単位での規制の特例措置の適用を認める制度です。

この制度の適用を受けるためには、事業者は規制が求める安全性などを確保する措置を盛り込んだ「新事業活動計画」を作成し、事業所管大臣の認定を受ける手続きが必要です。事業所管省庁は事業者のサポートをする役割を担い、提案の実現に向けて規制所管省庁へ積極的な働きかけをします。規制所管省庁は、特例措置の創設の可否を判断するだけではなく、提案実現のために克服すべき課題をわかりやすく説明することになっています。

実施状況

平成28年１月から３月までのこれらの制度の申請状況をみると、グレーゾーン解消制度は12件、企業実証特例制度は１件でした。グレーゾーン解消制度については12件中８件が中小企業です。

回答例としては、外国銀行口座開設支援サービスに関するグレーゾーン解消制度への申請について、外国銀行の口座開設時に特定の外国銀行を紹介する行為は、「外国銀行代理業務」や「銀行代理業」に該当しないことが確認されています。この案件の申請者には中小企業が含まれています。

世界農業遺産

世界農業遺産とは

社会や環境に適応しながら何世代にもわたって形づくられてきた農業上の土地利用や伝統的な農業、それに関わって育まれた文化や地域的なまとまり、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関が「世界農業遺産」として認定しています。2002年に始まったこのプロジェクトは、世界で15ヵ国36地域が認定されています。

ユネスコの世界遺産は、有形の文化遺産と自然遺産の保護や保存を目的としています。一方で世界農業遺産は、無形の農業システムの保全を目的としているという違いがあります。

認定基準と手続き

世界農業遺産に認定されるためには、世界的（国家的）重要性、歴史的及び現代的重要性の観点から認定されます。また世界的重要性には、生物多様性及び生態系機能や知識システム及び適応技術など５つの基準があります。

申請は、協議会などの申請者が地方農政局や学術機関などと協力して申請書を作成し、国連食糧農業機関に対して行います。国連食糧農業機関に申請する際には、事前に農林水産省と世界農業遺産専門家会議による評価を受けて承認を得る必要があります。国連食糧農業機関による書類審査と現地調査によって基準を満たしていると判断されると、世界農業遺産として認定されます。

認定のメリットと義務

世界農業遺産に認定されることは、その地域に固有の農業の価値が世界的に認められたことにつながります。それが、その地域の人々に誇りと自信をもたらすだけではなく、農産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化、認定地域どうしの交流といった効果も期待できます。

世界農業遺産に認定された地域では、その保全のための具体的な行動計画を定め、その計画に基づいて次世代に継承していくことが求められています。

日本の世界農業遺産

日本では、８地域が世界農業遺産に認定されています。その中の１つである「清流長良川の鮎」は、漁業者や市民団体が水源林の育成や河川の清掃などを行うことで良好な環境を生み出し、清流に育まれた漁業や農業などの産業が発達しています。また清流が保たれていることで、美濃和紙や郡上本染など「水」と密接なつながりがある伝統工芸が引き継がれ、長良川の持続的なシステムを育んでいることが評価され、2015年に世界農業遺産に認定されました。

日本農業遺産

日本では、伝統的な農林水産業システムを営む地域を農林水産大臣が認定する「日本農業遺産」制度があります。日本にも美しい田園風景や伝統ある故郷、助け合いの農村文化が守り続けられており、これらは将来に受け継がれるべき重要なものと考えられています。

認定基準は、世界農業遺産と共通の認定基準に加えて、自然災害や生態系の変化に対する回復力や６次産業化の推進など、日本農業遺産独自の基準を設けています。日本農業遺産に認定されることによって、その地域に固有の農林水産業が継承されることや観光客の誘致、農林水産物のブランド化や企業との連携などの効果が期待されています。

日本農業遺産では、世界農業遺産に認定されたことを活用して企業との連携や農産物のブランド化、観光産業の推進が行われています。例えば2011年に認定された能登の里山里海では、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を“「能登」の一品”として認定、「能登大納言小豆」や「奥能登揚げ浜塩」などがあります。平成28年4月現在で32品が認定されています。

eco検定

環境に対する意識が高まるにつれて、環境を意識した製品やサービスが数多く出てきています。そのため、ビジネスと環境との関係を説明できる人材の育成が、企業にとって必要になってきました。2006年に始まった環境社会検定試験（いわゆる「eco検定」）は、環境問題を幅広く体系的に身につけるために、多くの企業で活用されています。

eco検定では、地球温暖化や再生可能エネルギーなどの環境問題に関する知識はもちろんのこと、地球の構造や生態系、人口問題など地球に関する知識、公的機関や企業の環境への取り組みといった内容が出題されます。年に2回、7月と12月に試験は実施されています。合格者へのアンケート調査によると、学習期間が2か月以内と答えた人が全体の70％以上を占めており、受験申込期間から新たに勉強を始めても十分間に合うようです。

様々な業種の人が受験をしているようで、昨年の業種別受験者割合では製造業が約25％と最も高く、次いで建設業・小売業・卸売業と続いています。学生の受験者も多く、小学生から大学院生まで合わせると10％を超えています。ここ数年は毎年2万人から3万人が受験をしており、eco検定の認知度は高まってきているようです。

eco検定を社員の教育ツールとして活用する企業も増えているようです。昨年の実績をみると、企業別受験者数ランキングで上位10社は、いずれも200人以上が受験をしています。社員の60％以上がeco検定に合格している企業もあります。また、「ISO14001」で求められる内部監査員を認定するための客観的な判断基準の一つとしてeco検定の合格者を採用する企業もあります。

社内の環境意識の底上げのためにも活用できるeco検定は、今後も広がりをみせるものと思われます。

フードバンク

フードバンクとは、食品企業が商品を製造する際に発生する規格外品などを引き取り、福祉施設などへ無料で提供する団体や活動を言い、アメリカでは四〇年以上の歴史があります。日本では一五年位前に登場し、平成二十五年度の調査によると、約四〇の団体が活動しています。

フードバンクから食品を受け取る施設では食材の購入費用を、食品を提供する企業では廃棄コストを削減できるメリットがあります。また食品廃棄物の発生抑制は、環境負荷低減にもつながります。

フードバンク活動の実施には、支援者と受益者との連絡の窓口となる事務所、食品を衛生的に保管する場所等が必要ですが、フードバンクのなかには、食品の保管施設がないために、在庫を持たないなどの工夫をしているところもあるようです。

女性大臣の日

中山マサという人物をご存知でしょうか。

昭和35年、第1次池田内閣で厚生大臣として入閣し、日本初の女性大臣となった人です。

女性初の大臣が誕生した7月19日は、今では「女性大臣の日」とされています。

中山マサは明治24年に長崎市で生まれました。地元の高校を卒業後アメリカに渡り、オハイオ州のウエスリアン大学に進みました。大学卒業後は帰国して教師になり、その後、弁護士で戦後参議院議員になった中山福蔵と結婚しました。

中山マサは昭和22年の衆議院議員選挙に立候補して当選し、その後8回当選を果たしています。

第1次池田内閣での厚生大臣の在任期間は5ヶ月と短かったのですが、小児まひ対策や母子家庭への児童扶養手当の支給を実現しました。